

よくある質問

「生物多様性保全利用指針 OKINAWA」に関してよくある質問とその応えを以下にまとめました。

Q 1 「自然環境の保全に関する指針」(従来指針)の総合評価ランクと「生物多様性保全利用指針 OKINAWA」(BD 指針)の保全利用指針(カテゴリ)との違いは何ですか？

A 1 図 1 に示すように、従来指針では「自然環境に関する情報」と「社会環境に関する情報」を重ね合わせ自然環境の評価を行いました。これに対し、BD 指針では、現在科学論文などで公開されている沖縄県全域の陸域及び海域の生物の分布情報(ビッグデータ)に着目し、生物多様性について評価しました。そのため、従来指針と BD 指針では、解析方法や取り扱うデータを含め評価手法が大きく異なります。

| <u>自然環境の保全に関する指針：従来指針</u>   | <u>生物多様性保全利用指針 OKINAWA：BD 指針</u>   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>複数の項目からなる自然環境及び社会環境の情報から作成</u></li><li>・ <u>生物の分布情報に関しては、貴重種(レッドデータブック掲載種等)のみをデータとして利用</u></li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>現地調査及び既存文献から得られた 9,487 種の膨大な生物の分布情報(ビッグデータ)に基づき作成</u></li></ul> <p>※保全利用指針カテゴリ(陸域)のみ植生及び土地利用区分も用いた。</p> |

図 1 従来指針と BD 指針の比較

Q 2 BD 指針の策定にあたり、なぜ単純に従来指針と同様の手法を用いて更新しなかったのですか。

A 2 従来指針については、策定から約 20 年が経過し、土地の改変による自然環境への影響に加え、外来種の侵入による在来種への悪影響や、高水温によるサンゴ礁生態系の劣化などが顕在化し、本県の自然環境を取り巻く状況は複雑化し現状と合致しないため、生物分布状況等のデータの更新を行い、見直す必要がありました。

一方、我が国においては、平成 5 年に「生物の多様性に関する条約」を締結して以降、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の推進が求められるようになり、「生物多様性基本法」では生物の多様性に関する調査の実施が位置づけられるとともに、「愛知目標」でも、生物多様性の現状や傾向に関連する知識の共有が目標の一つに位置付けられました。また、沖縄県が平成 25 年に策定した「生物多様性おきなわ戦略」では、沖縄県の生物多様性に関する基礎情報の収集・整理や、生物多様性マップの作成の検討を行動計画に盛り込んでいます。

そのため、今回指針を見直すにあたり、国内外の生物多様性に関する動向を踏まえ、生物多様性に着目した評価を行い、改めてBD指針を策定しました。

Q3 開発等を検討するにあたって、BD指針のどのようなところを参考にすればよいですか。

A3 BD指針では、生物多様性の保全・利用に活用できるように、各区域の保全利用指針（カテゴリ）及び各種環境情報（保全優先度、生物文化・慣習、自然の利活用に関する情報など）を「環境カルテ」として区域ごとの個票として取りまとめています。

「環境カルテ」の中には、各区域の保全利用指針や、特に留意すべき保全優先度の高い分類群、保護区等の設置状況、特異な自然環境及び重要種の分布情報など、保全・再生等の取り組みを促進するために特に配慮すべき情報を総合して「環境配慮方針」として作成して掲載しています。

開発等の検討における基礎資料としてBD指針を利用する際には、「環境配慮方針」の内容を踏まえ、事業の実施や環境への配慮について検討してください。

Q4 保全利用指針のカテゴリがⅠやⅡとなっている区域では、農業、水産業、林業などの生業や開発行為などについて何か制約を受けますか。

A4 保全利用指針の位置付けをもって、特段に法的な制約が発生するものではありません。ただし、保全利用指針のカテゴリにかかわらず、関係法令に係る規制がある場合には、開発等にあたっては関係法令に基づいた許可等が必要となります。また、生物多様性が高い場所や、原生的な森林や高被度のサンゴ礁が分布している海域などの自然度の高い場所における開発行為等については、事業者において十分に環境に配慮した検討をさせていただく必要があります。

Q5 保全利用指針のカテゴリがⅠやⅡでなければ、保全の必要性が高くないということですか？

A5 BD指針の保全利用指針は生物多様性の観点から、その保全と適正な利用を目的に策定されました。BD指針のカテゴリは、あくまで各地域の特性に応じて、保全・再生を効果的に進めるという観点で定めています。カテゴリがⅠやⅡ以外の地域でも、それらの環境に適応した貴重種（レッドデータブック掲載種等）が生息（生育）する場合も多く、保全の必要性が低いことを示す訳ではありません。

なお、日本全体で見た場合には、沖縄は都市部も含めて保全優先度が極めて高いという結果になっています。

○「石西礁湖」や「八重干瀬」はカテゴリⅣだが、保全の必要性が極めて高い地域です。

本県には「石西礁湖」や「八重干瀬」など世界有数のサンゴ礁があります。しかし、これらの

場所でも貴重種（レッドデータブック掲載種等）は生息（生育）していますが、生物多様性の多寡の観点からはカテゴリはⅣなどとなります。ところが、これらの場所は、「環境カルテ」の「環境配慮方針」によると、沖縄県指定の重要なサンゴ礁海域であり、広大なサンゴ礁が分布しているなど、総合的に判断すると保全の必要性が極めて高い地域となります。このように、「環境カルテ」の保全利用指針のカテゴリがⅢやⅣの場合でも、このような場所は本県の自然環境の保全を考える上でも非常に貴重な環境であり、自然環境の賢明な利用（ワイズユース）が望まれるものとなっています。

Q 6 特異な地形・地質は保全上重要と思われませんが、生物多様性の観点から保全の必要性の高い区域になっていますか？

A 6 BD 指針では、生物分布に関するビッグデータの客観的解析に基づきカテゴリを定めており、特異な地形・地質が区域に含まれることをもって、必ずしも保全の必要性が高い区域とはなりません。そのため、自然環境の評価にあたっては環境カルテ中の「環境配慮方針」の内容を踏まえ総合的に判断してください。なお、特異な地形・地質に関する情報は環境カルテ中の「地形・地質」に掲載されています。

Q 7 既に国立公園や採捕禁止区域などの保護地域が設定されている区域や、特定の種の分布限界や繁殖域・産卵などを示すデータがある区域は、生物多様性の観点から保全の必要性が高い区域になっていますか？

A 7 BD 指針では、前提として生物の分布に関するビッグデータの客観的解析に基づきカテゴリを定めており、関係法例による地域指定の状況や、特定の種の分布限界や繁殖域・産卵域などを示すデータなどの個別のデータは解析に反映されていませんので、必ずしも保全利用指針上の保全の必要性が高い区域になるとはかぎりません。

Q 8 生物多様性の観点から保全の必要性が高い区域とされた場所は、そのまま保護地域になるのでしょうか？

A 8 「生物多様性の観点から保全の必要性が高い区域」は生物多様性の保全を目的とし、保護区の設定などの保全施策の基礎資料となることが期待されていますが、保全の必要性が高い区域がそのまま規制等を含む保護区になるものではありません。今後は、BD 指針が提供する生物多様性の現況に関する情報や、現地の環境基盤、社会的・経済的事実等を勘案して、保全や管理などの施策を進めていくことが期待されます。

Q9 同じ場所であっても、BD 指針での評価と、他の指針等による評価で異なることはありますか。

A9 それぞれの指針や地域選定において解析に用いるデータや手法が異なる場合、他の評価で重要度が高いとされている場所でも、BD 指針のカテゴリが必ずしも、I や II になるとはかぎりません。あくまで、指針の目的に応じた評価となります。

Q10 保全利用指針のカテゴリが I や II となっている区域において、どのような自然環境の利活用が考えられますか。

A10 保全利用指針のカテゴリが I や II となっているような区域において事業行為等を行うにあたっては、事業者において十分に環境に配慮した検討をしていただく必要があります。また、自然環境や生物多様性を利活用した取り組みとして、「環境教育プログラム」の開発や、地域の生物多様性の特性に応じた「エコツアープログラム」の開発・利活用などが考えられます。

Q11 「生物多様性保全利用指針 OK INAWA」は、今後見直しなどが行われるのでしょうか。

A11 将来的に陸域及び海域の環境や生物多様性に大きな変化が見られた場合には、状況を踏まえて見直すことも検討します。その際には最新の生物の分布情報のデータなど、あらゆる方面からのデータを収集し、見直しのための資料としたいと考えています。

Q12 開発等を検討するにあたって、生物多様性に関することやその他のどのようなことを考慮すべきですか。

A12 BD 指針では、生物多様性の保全の視点から、保全の優先度や利活用の方向性を取りまとめたものになっており、BD 指針の保全優先度やカテゴリの位置づけが低いことによって、自然度が低く、自然環境の保全の優先度が低いというものではないということにも留意する必要があります。(Q5 参照) また、生物多様性の保全に関する社会的な流れ、生物多様保全の手法や生物多様性に配慮した開発と計画についても考慮する必要があります。